

令和7年度 (一財)長崎県交通安全協会事業計画

1 全国交通安全運動の実施	
(1) 交通安全運動の基本・重点に沿った交通事故防止対策の推進	地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体と連携し、春・秋の全国交通安全運動の期間中、運動の基本や重点に沿った各種交通事故防止活動を積極的に推進する。
(2) 各季に対応した交通事故防止活動の推進	春の児童・園児の新入学(園)期や秋の行楽期等、その季節に対応した交通事故防止活動を積極的に推進する。
(3) 各種キャンペーン等の効果的な実施	地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体と協力して各種交通安全キャンペーンを効果的に実施し、広く県民に対する交通安全意識の高揚・啓発を図る。
(4) 各種媒体を活用した交通安全広報啓発活動の推進	交通安全広報の効果的な推進を図るため、当協会の機関紙「交通安全ながさき」及びホームページや各季の交通安全運動啓発ポスター並びに新聞、テレビ、ラジオ等各種媒体を活用した交通安全広報・啓発活動を積極的に推進する。
2 県独自の交通安全運動(夏の週間)の実施	
(1) 長崎県の実情に応じた交通事故防止対策の推進	夏の交通安全週間と年末の交通安全県民運動の実施に伴い、地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体との協力により、各運動期間中に長崎県の実情に応じた各種交通事故防止活動を推進する。
(2) 各季に対応した交通事故防止活動の推進	梅雨期、酷暑期、厳寒期等、その季節に対応した交通事故防止活動を積極的に推進する。
(3) 各種キャンペーン等の効果的な実施	地区(市)交通安全協会とともに、長崎県及び長崎県警察並びに市町、その他関係機関・団体と協力して各種交通安全キャンペーンを効果的に実施し、広く県民に対する交通安全意識の高揚・啓発を図る。
(4) 各種媒体を活用した交通安全広報啓発活動の推進	交通安全広報の効果的な推進を図るため、当協会が定期的に発行している機関紙「交通安全ながさき」及びホームページや交通安全運動啓発ポスター並びに新聞、

	テレビ、ラジオ等各種媒体を活用した交通安全広報・啓発活動を推進する。
3 年間を通じての交通安全活動	
(1) 県警と連携した交通安全諸対策の推進	県内の交通事故の発生実態を踏まえ、県警による各種交通安全活動等の諸対策につき、各地区(市)交通安全協会とともに積極的に取り組む。特に、県警が県民への浸透を図っている「横断歩道「止まらんば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」を推進する。
(2) 高齢者に対する交通安全対策の推進	長崎県内における令和6年中の交通死亡事故の特徴として、 ○ 全死者数26人の内、65歳以上の高齢者の死者数が19人と全体の7割を超えており、依然として高い構成率で推移している。 そのため、今後、次のような高齢者交通事故防止活動を推進する。 - ア 高齢者を守る交通安全意識の醸成 高齢者の増加に伴い、県民の高齢者に対する保護機運の醸成とドライバーに対する高齢者保護の呼びかけ等を推進する。 - イ 高齢者に対する交通安全教育・指導の推進 高齢歩行者の交通事故死者数が年代別において高いことから、各地区(市)交通安全協会とともに、長崎県、長崎県警察、市町等と協力して、高齢者に対する参加体験型交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動を行うなど、高齢者に対する交通安全教育・指導を推進する。 - ウ 高齢運転者標識表示広報の推進 70歳以上の高齢運転者に対して、各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて高齢運転者標識(高齢者マーク)表示の広報を推進する。 - エ 反射材着用広報の推進 夜間における高齢者の歩行中、自転車乗用中の交通事故を防止するため、反射材の着用効果を高齢者交通安全教室や広報媒体等を活用して、機会ある毎に高齢者に広報を行い、高齢者の反射材用品着用の推進を図る。 - オ 運転免許証の返納に係る広報・指導 車の運転に不安を感じている高齢者に対しては、運転免許証の返納を検討するよう広報・指導を徹底する。

	カ 逆走防止対策等の推進 全国的に高齢運転者による逆走の交通事故やアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故が増加傾向にあることから、関係機関・団体と連携し、これら事故の防止に向けた広報啓発活動を推進する。
(3) 飲酒運転根絶運動の推進	飲酒運転の根絶を図るため、次の活動を推進する。 ア 「飲酒運転の厳罰化」と「悪質性」に関する広報・啓発の推進 「飲酒運転の厳罰化」と「悪質性」について、県民へ周知させるため、広報・啓発活動を推進する。 イ ハンドルキーパー運動の推進 自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人をあらかじめ決めておき、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る「ハンドルキーパー運動」を推進する。 ウ 「飲酒運転追放三ない運動」広報の積極推進 飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない ○ 酒を飲んだら車を運転しない ○ 運転する人には酒を飲ませない ○ 酒を飲んだ人には運転させない の広報を積極的に推進する。 エ 飲食店訪問による「飲酒運転根絶」広報の推進 酒類を提供する飲食店を戸別訪問し、飲酒運転防止等のチラシを配布し、飲酒運転根絶の協力依頼を行うなど「飲酒運転根絶」広報を推進する。
(4) 自転車の安全利用の推進	自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナーの向上促進を図るため、自転車安全利用５則 ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用 の広報活動を積極的に行い、その浸透を図る。 また、二輪車自転車商組合等と連携し、自転車の損害賠償保険（緑色TSマーク等）の普及に努める。
(5) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底	全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため次の活動を推進する。 ア シートベルト等の着用効果の広報啓発の徹底 シートベルトやチャイルドシートは交通事故の被害軽減効果が高いことから、その効用と正しい着用(使用)についての広報啓発を推進し、その定着化

	を図る。 イ シートベルト等の着用義務化の広報啓発の徹底 後部座席のシートベルト着用を徹底させるため、 全席シートベルト・チャイルドシート着用義務化の 広報啓発活動を積極的に行う。
(6) 夕暮れ時における 早め点灯及び雨天・ 曇天時の点灯運動の 推進	夕暮れ時及び雨天・曇天時に多発している交通事故 を防止するため、各種広報媒体や街頭における広報・ 啓発活動等により「夕暮れ時における早め点灯及び雨 天・曇天時の点灯運動」を積極的に推進する。
(7) 走行中のスマホ・ 携帯電話使用の禁止 広報の推進（自転車 乗用中を含む）	「ながら運転」による交通事故が多発していること を踏まえ、車（自転車含む）を運転中におけるスマホ ・携帯電話等の使用禁止について、広報啓発活動等を 推進する。
(8) 子供の交通事故の 防止	交通ルールや正しい自転車操作要領等、幼児・児童 等に対する交通安全教育を推進し、子供の交通事故を 防止するほか、通園・通学時間帯における街頭での幼 児・児童等に対する交通安全指導、保護・誘導活動等 を徹底する。 ア 子供を守る交通安全意識の醸成 県民の子供に対する保護機運の醸成とドライバ ーに対する子供の保護の呼びかけ等を推進する。 イ 幼児・児童に対する交通安全教育の徹底 保育園、幼稚園、小学校において、幼児・児童等 に対し、交通ルールや正しい自転車操作要領等の交 通安全教育を行うことにより、子供の交通事故防止 を図る。 ウ 街頭における幼児・子供の保護・誘導等 通園・通学時間帯において、横断歩道等の街頭で の幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活 動を徹底し、幼児・児童の交通事故防止を図る。 エ チャイルドシートの重要性に関する広報・啓発活 動の推進 チャイルドシートの重要性、着用効果につき広報 啓発活動を積極的に推進する。 オ 黄色帽子、ランドセルカバー等の配付 新入学児童の交通事故防止を図り、併せて交通安 全に関心を持たせるため、黄色帽子、ランドセルカ バー等を新入学児童に配付する。 カ 交通少年団等による交通安全教育の推進 子供の交通事故を防止するため、地区(市)交通安 全協会や関係機関と連携して、交通少年団等の活動 促進を図り、通園（通学）中の幼児・児童に対する 交通安全教育を推進する。

(9) 交通死亡事故多発警報及び高齢者交通死亡事故多発警報発令時の交通事故防止活動の推進	「交通死亡事故多発警報」及び「高齢者交通死亡事故多発警報」の発令時には、地区(市)交通安全協会等関係機関との連携を図り、街頭キャンペーンその他交通事故防止活動を積極的に推進する。
(10) 「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」の広報の推進	毎月20日の「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」に設定された春・秋における全国交通安全運動期間中(末尾がゼロの日)等における、街頭キャンペーンや機関紙「交通安全ながさき」等による、設定の趣旨に沿った広報・啓発活動を積極的に推進する。
(11) 交通安全母の会の活動の支援	ア 交通安全母の会連合会との連携 長崎県交通安全母の会連合会との連携を図り、その活動の促進を図る。 イ 交通安全母の会活動の支援 地区(市)交通安全協会、長崎県、長崎県警察、市町等関係機関と協力して交通安全母の会の活動を支援する。
(12) 交通安全年間スローガンの普及徹底	令和7年に使用する全国及び長崎県の交通安全スローガンの普及徹底を図るため、ポスターを作成配布するとともに、県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」に全国及び長崎県の交通安全年間スローガンを掲載し、普及徹底を図る。
(13) 広報紙の発行	機関紙「交通安全ながさき」を発行(年4回、4万部)し、交通事故情勢の周知や注意喚起を図ることにより、交通安全思想の普及と交通道德の高揚を図る。
(14) 報道機関との連携	各季の交通安全運動や各種交通安全イベント等の開催に際しては、その趣旨や子供と高齢者の交通事故防止等について、マスメディアを活用した効果的な広報活動を推進する。
4 二輪車安全対策の推進	
(1) 原付技能講習の効果的推進	原付運転免許取得時に、合格者全員に対して技能講習を実施し、運転技能の向上と安全運転を指導する。
(2) グッドライダー・ミーティングの後援	二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより交通事故を防止するとともに、二輪車の普及・安全利用を促進する目的として、二輪車普及協会主催の「グッドライダー・ミーティング」を後援

	するなど、交通事故防止に向けた運転技術の向上と交通安全意識の高揚を図る。
5 自転車安全対策の推進	
(1) 交通安全指導員等による自転車安全教室の開催	子供の自転車による交通事故防止を図るため、各地区（市）交通安全協会の交通安全指導員等による「自転車安全教室」の開催を通じて、自転車の安全利用の推進や交通ルール・マナーの向上を図る。
(2) 交通ルールの周知広報	地区（市）交通安全協会、長崎県、長崎県警察、その他関係機関・団体等との緊密な連携のもと、県下の自転車利用者に対して、交通ルールの周知広報を行い、自転車事故の防止を図る。
6 交通安全に関する各種資料・資機材の提供と斡旋	
各地区（市）交通安全協会に対し、必要な物資・資料を提供するとともに、視聴覚資機材、自転車シミュレーター等の貸出し、各種資機材（反射材等）の斡旋を行う。	
7 各種表彰	
(1) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰	「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規」に基づき、毎年1月に次の表彰を行う。 ア 交通栄誉章「緑十字金章」 - 交通安全功労者（優良安全運転管理者を含む） - 優良運転者 イ 交通栄誉章「緑十字銀章」 - 交通安全功労者（優良安全運転管理者を含む） - 優良運転者
(2) 全日本交通安全協会会長表彰	ア 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規」に基づき、毎年1月に次の表彰を行う。 - 交通安全優良団体 - 優良事業所 - 優良学校 - 優良交通安全協会 - 優良交通安全運転管理協議会 イ 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規」に基づき、毎年9月に次の表彰を行う。 交通栄誉章「緑十字銅章」 - 交通安全功労者 - 優良安全運転管理者 - 優良運転者
(3) 九州管区警察局長・九州交通安全協会	「九州交通安全協会表彰規程」に基づき、毎年9月に次の表彰を行う。

会長連名表彰	- 交通安全功労者 - 交通安全功労団体 - 優良運転者 - 交通安全優良学校 - 優良事業所 - 優良安全運転管理者
(4) 九州交通安全協会 会長表彰	「九州交通安全協会表彰規程」に基づき、毎年9月に次の表彰を行う。 - 交通安全協会優良職員 - 安全運転管理協議会優良職員
(5) 長崎県警察本部長 ・長崎県交通安全協会 理事長連名表彰	「長崎県交通安全協会表彰規程・表彰内規」に基づき、毎年春・秋の全国交通安全運動期に次の表彰を行う。 - 交通安全功労者(春) - 交通安全功労団体(事業所)(春) - 交通安全協会功労役員(秋) - 無事故優良運転者(春・秋)20年・30年以上 - 交通安全優良学校(春)
(6) 長崎県交通安全推進 県民協議会会長表彰 (県知事表彰)	長崎県交通安全の保持に関する条例に基づき、毎年春に開催される「交通安全推進県民協議会総会」の際、次の県知事表彰を行う。(県安協関係の分) 長崎県交通安全協会功労役員
8 交通安全指導員教養の実施	
(1) 県内研修会 各地区(市)(長崎市及び佐世保市を除く)交通安全協会に配置している交通安全指導員を対象に、その資質及び指導能力の向上を図るため、新任研修会及び全体研修会を実施する。 なお、ブロック研修会については、予算削減に伴い、実施しないものの、全体研修会等の内容を充実させることにより、士気の高揚を図っていく方針である。 (2) 全国研修会 ア 全日交主催 毎年、東京都千代田区「自動車会館」において、全日交主催の「自転車安全教育特別指導員講習会」や「幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会」が開催されており、当県から複数人の派遣を予定している。 イ 内閣府主催 毎年1回、東京都千代田区「アルカディア市ヶ谷」において、内閣府主催の「交通安全指導者養成講座」が開催されており、当県から複数人の派遣を予定している。	
9 運転者に対する交通安全教育及び各種講習業務の適正な推進	

長崎県公安委員会から委託を受けている、免許更新時における運転者講習等については、講習内容の検討と最新の視聴覚器材の導入等その充実に努める。

また、高齢運転者に対する各種講習をはじめ、それぞれの講習区分の特殊性に応じた効果的な安全教育を実施するほか、運転免許試験場や長崎運転免許センターでの日曜免許更新申請窓口の開場と即日交付に対応して更新時講習等を実施し、安全教育の効果的な推進を図る。

1 0 交通安全活動推進センター業務の推進

(1) 道路使用許可調査	道路交通法第77条第1項の規定により警察署長が行う道路使用許可調査の委託を受け、業務を実施する。
(2) 広報啓発活動	適正な交通方法・交通事故防止その他道路における交通の安全に関する広報・啓発活動を推進する。
(3) 交通事故相談業務	交通事故に関する相談に対しては、適切な助言指導を行う。
(4) 運転適性相談業務	企業・団体及び個人からの運転適性相談業務につき適切に対応する。

1 1 各種事業の適切な推進

(1) 運転免許試験車両の適正な管理運営	運転免許試験場で使用する試験車について、適正な管理に努め、技能試験の効率化を図る。 なお、試験車の初年度登録から10年以上経過している車両が殆どであり、中でも20年以上経過している車両については、優先して更新計画を立てるなど、運転免許技能試験に支障がないよう努める。
(2) 手数料収納事務の適正運用	長崎県証紙の売りさばき事務の廃止に伴い、新たな事務である長崎県警察手数料収納事務として、大村運転免許試験場及び11署1交番での運用を開始したことから、委託者である長崎県警察との連携を図り適切に対応する。
(3) 利便性に配慮した売店の運営	運転免許試験場の売店において、初心者マーク、高齢者マーク等、交通関連商品を販売するほか、運転免許申請者の免許申請用写真撮影を行うなど申請者の利便性に配慮した運営を行う。
(4) 更新運転免許証等の郵送業務	長崎県警察本部長との協定に基づき、運転免許更新者の利便性を図るため、各地区(市)交通安全協会と一体となった運転免許証等郵送業務の適正な運用に努める。 なお、郵送手数料については、現状に即した手数料に改定する。

(5) 地区(市)交通安全協会の会費管理業務	運転免許試験場における各地区(市)交通安全協会からの協会加入委託業務については、会員加入の適正かつ積極的な勧誘を行う。
1 2 会議等の開催と各種会議への参加	
(1) 会議等の開催	理事会、評議員会、県下各地区(市)交通安全協会事務局長等会議、運転免許窓口職員教養など各種会議の開催や教養を行い、より効果的な交通安全協会の運営に努める。
(2) 各種会議への参加	県内各機関・団体等が行う交通安全のための各種会議に積極的に参加し、各機関との連携を図る。
(3) 各種研修会・講習会等への参加	全日本交通安全協会、九州交通安全協会その他関係機関・団体が開催する各種研修会、講習会、大会等に積極的に参加し、知識の吸収等による業務の円滑な運営に努める。
1 3 運転免許関係業務の適正な運用	
運転免許試験場、長崎運転免許センター、各警察署における運転免許関係業務の遂行において、当協会専務理事及び総務部職員による巡回指導により ・ 来訪者に対する窓口対応 ・ 手数料収納事務 ・ 運転免許証等の郵送業務 ・ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化業務 等の個々具体的な諸業務に対して、適宜適切な指導を行うなど運転免許関係業務の迅速かつ適正な運用を図っていく。	
1 4 交通安全協会活動の周知等による入会率の向上	
(1) 交通事故防止活動の広報・啓発活動	年間を通じて交通安全協会が行う交通事故防止活動につき、県民への広報・啓発活動を積極的に実施し、入会率の向上を図る。
(2) 交通安全協賛店の拡充による会員の利便性の向上と広報の推進	交通安全協賛店については、九州・中国交通安全協会協賛店の相互利用が可能であることから、業務委託先である運営会社等と連携した情報サービスの提供に努めるなど、会員の利便性をアピールする広報活動等を積極的に推進し、入会率の向上につなげていく方針である。